

1. 件名：新規制基準適合性審査に係る資料提出（島根2号機）

2. 日時：令和2年4月10日 14時25分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階E会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

矢野保安規定三係長、中村原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 原子力整備グループ 担当 他1名

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の新規制基準適合性に関する設置変更許可申請書について、補足説明資料の一部が提出された。

(2) 原子力規制庁から、本日提出のあった補足説明資料も含めて引き続き確認するとともに、必要に応じて指摘等を行っていく旨を伝えた。

(3) 中国電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料

- ・ 島根原子力発電所2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（第4条, 第39条（地震による損傷の防止））
- ・ 島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（第4条, 第39条（地震による損傷の防止））
- ・ 島根原子力発電所2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（技術的能力 添付資料1.0.2:可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて）
- ・ 島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（技術的能力 添付資料1.0.2:可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて）
- ・ 島根原子力発電所2号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて（コメント回答）
- ・ 島根原子力発電所2号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について 比較表
- ・ 島根原子力発電所2号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術

的能力に係る審査基準」への適合状況について 比較表（女川原子力発電所
2号炉との比較）

- ・島根原子力発電所2号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の
重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術
的能力に係る審査基準」への適合状況について